

件名	職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号） 2 令和6年3月29日付け総務省通知「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について（令和7年4月1日施行のフレックスタイム制の見直し関係）」

【改正の概要】

1 改正動機

- (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部が改正されることに伴い、所要の条例改正を行うもの（①②④関係）
- (2) 国家公務員に係るフレックスタイム制が見直され、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設けることができることとなるため、国の見直しに準じて所要の条例改正を行うもの（③関係）

2 改正内容

①子の看護休暇の取得事由の追加

現 行	疾病にかかった子の世話
	子の予防接種・健康診断に係る世話
追 加	学校の休業その他これに準ずる事由に伴う子の世話
	子の教育又は保育に係る行事への参加

②正規の勤務時間外勤務の制限の対象となる職員の要件変更

現 行	3歳に満たない子のある職員
改正後	小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

③週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設定できる対象職員の拡大

フレックスタイム制を適用する一般の職員について、現行の子育て・介護を行う職員と同様に、勤務時間の総量を維持した上で、週休日に加えて「勤務時間を割り振らない日」を更に1日設けることを可能とする。

現 行	子育て・介護を行う職員
改正後	原則、全ての職員

④介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知等の義務付け

- ・家族の介護に直面した職員に対し、仕事と介護の両立支援制度の周知・制度利用の意向確認を実施
- ・40歳になった職員に対する仕事と介護の両立支援制度等に関する情報提供
- ・介護に関する研修等の開催、相談窓口の設置等

3 改正対象の条例

<本則改正>

- ・職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）…①②③④関係
- ・教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）…①②④関係

<附則改正> ※規定整備

- ・職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）…③関係
- ・技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）…③関係
- ・愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）…③関係
- ・職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月21日条例第2号）…③関係
- ・会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）…③関係

施行日	令和7年4月1日施行
-----	------------